

### 3. (2) 自動継続自由金利型定期預金規定

#### 1. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

なお、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

##### 【ア. 預入期間1か月、2か月、3か月、6か月、1年もの場合】

この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

##### 【イ. 預入期間2年もの場合】

この預金（以下「自由金利型2年定期預金」といいます。）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B. 中間払利息を定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型2年定期預金に継続します。

##### 【ウ. 預入期間3年、4年、5年もの場合】

この預金の中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金します。

- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を共通規定8.(1)により満期日前に解約する場合および共通規定8.(3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次のA、Bのうちいずれか低い利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回ると

きは、解約日の普通預金利率)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と次のA、Bのうちいずれか低い利率(この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率)により計算した利息額との差額を精算します。

A. 預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)

- ① 預入期間1か月、2か月、3か月、6か月、1年もの場合
  - a. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
  - b. 6か月以上1年未満・・・約定利率×50%
- ② 預入期間2年もの場合
  - a. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
  - b. 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%
  - c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
  - d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- ③ 預入期間3年もの場合
  - a. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
  - b. 6か月以上1年未満・・・約定利率×20%
  - c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×30%
  - d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
  - e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
  - f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- ④ 預入期間4年もの場合
  - a. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
  - b. 6か月以上1年未満・・・約定利率×10%
  - c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×20%
  - d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×30%
  - e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×50%
  - f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×60%
  - g. 3年以上4年未満・・・約定利率×70%
- ⑤ 預入期間5年もの場合
  - a. 6か月未満・・・解約日における普通預金の利率
  - b. 6か月以上1年未満・・・約定利率×10%
  - c. 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×10%
  - d. 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×20%
  - e. 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×30%
  - f. 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×50%
  - g. 3年以上4年未満・・・約定利率×60%
  - h. 4年以上5年未満・・・約定利率×80%

B. 次の式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、この式で計算した利率が「約定利率×10%」を下回る場合は「約定利率×10%」とします。)

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、次のとおり取扱います。
- ① 自由金利型定期預金 (M型) とした場合
    - A. 中間利息定期預金の利息は付利単位を 1 円とし、預入日から満期日の前日までの日数について 1 年を 365 日として日割で計算し、満期日に支払います。
    - B. 中間利息定期預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
    - C. 中間利息定期預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の 規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率) によって計算し、中間利息定期預金とともに支払います。
      - a. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
      - b. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
  - ② 自由金利型定期預金とした場合  
中間利息定期預金の利息については、前記 2. の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、証書式の場合は、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。

以 上